

第5 知れば安心 成年後見制度！

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

成年後見制度

認知症や知的障害のある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。

1. 任意後見制度

自分で後見人と
将来の契約を結ぶ



2. 法定後見制度

家庭裁判所が
後見人などを選ぶ

1. 任意後見制度

任意後見制度とは…

判断能力が不十分となる前に、誰にどんなことを支援してもらうのかあらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

任意後見制度における手続の流れ

1 「任意後見人」を選び、契約書の原案を作成

今後の生活を考え、
後見人になってほしい
支援者を自分の意思で
選んで依頼。
将来的にどうしたいの
かを後見人予定者と相
談しながら、契約書の
原案を作成します。



後見人（司法書士等）

2 公証役場で公正証書を作成

ご本人と後見人予定
者が公証役場に行っ
て、契約書の原案を
基に公正証書を作成
してもらいます。



3 法務局で登記

公正証書の内容が
法務局に登記され
れば、
法務局で証明書を
請求することもで
きます。



4 支援開始

判断能力が不十分
となった後、
任意後見人が支援
を開始します。



2. 法定後見制度

法定後見制度とは…

既に判断能力が不十分な場合に、**家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ**制度です。後見人はご本人の代わりに法律行為等の支援を行います。

ご本人の判断能力に応じて下記の3つの制度が用意されています。

判断能力が不十分な方

補 助

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することが難しい場合がある。



判断能力が著しく不十分な方

保 佐

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することができない。



ほとんど判断できない方

後 見

支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



法定後見制度における手続の流れ

1 申立ての準備

司法書士にご相談ください。裁判書類作成の専門家である司法書士がお手伝いします。



2 家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所に必要書類（申立書・診断書・戸籍謄本・住民票など）を提出。申立には別途費用が必要となります。



3 家庭裁判所が審判

家庭裁判所が支援すべきかを調査。必要な場合は、補助・保佐・後見などの支援内容を決定し、支援者を選びます。



4 支援開始

家庭裁判所が審判した内容に基づき後見人等が支援をスタート。家庭裁判所は支援者を監督します。



 認知症になって財産管理ができなくなったら、管理方法はどのような方法になりますか？

- ☐ 特にない ☐ 家族にお願いしたい ☐ 専門家にお願いしたい
☐ この人にお願いしたい

氏名

(続柄 / 間柄)

連絡先

既に任意後見制度を利用している場合

- ☐ 任意後見人となる人の 氏名
☐ 公正証書の情報 契約日付 年 月 日 (第 号)

公証役場名

公証人の氏名